

県内3金融機関
特別融資を開始

県内の金融機関は4日、能登半島地震で被害を受けた事業者、個人を対象にした緊急の特別融資の取り扱いを始めた。

十六銀行は9月30日まで、本支店の融資窓口で受け付ける。事業者向けの「エブリサポート21・能登半島

地震災害対策特別プラン」は運転資金と設備資金が対象。融資金額は1億円以内、期間は10年以内。3年以内の据え置き期間が設定できる。個人向けの「災害対策特別ローン」は生活資金を目的とした無担保ローン。融資金額は10万円以上300万円以内で、期間は6カ月～7年。

大垣共立銀行は6月28日まで、本支店で受け付ける。事業者向けは事業資金を対象に融資金額が1億円以内、期間が7年以内（据え置き1年以内）。個人向けは家屋などの復旧資金、家財などの購入資金を対象に融資金額が10万円以上300万円以内（1万円単位）、期間は6カ月以上10年以内（6カ月単位）。保証料は別。地震に伴う事業性融資

や消費性融資の相談窓口を各支店に開設する。
岐阜信用金庫は、必要な事業資金の範囲内の金額を融資する。形態は手形貸し

付け、証書貸し付け。利率は同金庫所定の金利で、期間は運転資金10年以内、設備資金25年以内。無担保、有担保、信用保証協会扱いのいずれも取り扱いを可能とする。3月29日まで。